平成２９年（フ）第２６０４号
横浜市栄区笠間４丁目10番Ｅ―211号
破産者　米田　昭二
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２８号
川崎市幸区柳町20番地
破産者　會澤　一之
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
香川県観音寺市植田町500番地８
破産者　請川　範具
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第１０号
北九州市八幡東区宮の町１丁目４番16号
破産者　藤井　雄嗣
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２号
（住民票上の住所）熊本県上益城郡益城町大字広崎1003番地３
破産者　葉山　則子
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第１５０号
北九州市若松区二島４丁目１―14、開始決定時の住所北九州市若松区鴨生田４丁目７番１号
破産者　山本　修治
1　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
2　一般調査期日　平成30年６月８日午前11時
平成30年５月１日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３４号
広島市西区南観音５丁目16番19―101号　Ｂ棟
破産者　エミオンこと　髙﨑　一誠
1　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
2　一般調査期日　平成30年７月13日午後２時
平成30年５月７日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３８６号
大阪府大東市諸福２丁目２番10号　三楽マンション103号、前住所大阪府大東市諸福２丁目９番13号
破産者　濱　　智子
1　破産債権の届出期間　平成30年６月７日まで
2　一般調査期日　平成30年７月23日午後２時
平成30年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４６号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目43番10号
破産者　亀谷　龍人
1　破産債権の届出期間　平成30年６月７日まで
2　一般調査期日　平成30年７月９日午後２時30分
平成30年５月７日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３３１号
宮崎市恒久６丁目16番地８、開始決定時の住所宮崎市出来島町184番地１　レクシアシティ宮崎アクアグランデ407号
破産者　竹井　秀一
1　破産債権の届出期間　平成30年６月８日まで
2　一般調査期日　平成30年８月28日午前10時15分
平成30年５月８日　　宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５号
埼玉県本庄市児玉町金屋900番地３
破産者　浅見　真先
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月10日午後２時20分
平成30年５月７日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第７０１号
横浜市中区曙町３丁目32大岩ビル304号室
破産者　株式会社アスクフォー
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月11日午前11時30分
平成30年５月８日
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１９号
神戸市灘区深田町３丁目４番13号アントレ六甲403
破産者　わんぱく商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月26日午後１時30分
平成30年５月７日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９０号
大阪府枚方市長尾荒阪２丁目3216番地
破産者　西日本オリエンタルフーズ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年９月20日午前11時
平成30年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第７２号
熊本市北区植木町小野1258番地
破産者　米村小夜子
免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
平成30年５月８日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２０３４号
東京都港区虎ノ門３丁目11番９号シュミット虎ノ門ビル
清算株式会社　株式会社虎ノ門メサイア
代表清算人　村田　　哲
1　決定年月日　平成30年５月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２９年（再）第３号
静岡市駿河区大谷4840番地の４
再生債務者　有限会社メリディアン・メゾン
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成30年５月１日
静岡地方裁判所民事第２部

監 督 命 令

平成３０年（再）第１号
新潟市江南区梅見台３丁目６番１号
再生債務者　石黒　豊和
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　新潟市中央区花町2069番地　新潟花町ビル６Ｆ　弁護士法人ユナイテッド法律事務所　弁護士　中村　　崇
平成30年５月７日　　新潟地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２９年（再）第３号
静岡市駿河区大谷4840番地の４
再生債務者　有限会社メリディアン・メゾン
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　静岡市駿河区南町14番25号　エスパティオ706　あおば法律事務所　弁護士　松田　隆広
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年５月１日
静岡地方裁判所民事第２部